

# 専門委員会規程

一般社団法人東京都トライアスロン連合  
2018年10月1日 施行  
2021年10月1日 改定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都トライアスロン連合（以下、「TMTU」という。）定款第41条の規定により、専門委員会の組織及び運営について定める。

### (業務)

第2条 専門委員会は、理事会の決議に基づき、分掌する専門的事項について処理を行う。  
2 前項において行った処理は、理事会に報告し、承認を得なければ効力を発しない。

### (組織)

第3条 専門委員会は委員長1名、副委員長2名以内及び委員1名以上10名以内によって構成する合議制とする。ただし、委員の数については理事会が認めるときはこの限りでない。  
2 委員長、副委員長及び委員は理事会の決議に基づき、会長が委嘱する。  
3 委員長は専門委員会を代表し、主宰し、専門委員会が行った処理を理事会に報告する。  
4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故あるときは代行する。  
5 専門委員会の委員長および副委員長は、他の専門委員会の委員を兼務することはできない。  
6 専門委員会は、委員長の許可を得てオブザーバーを参加させることができる。ただし、オブザーバーは意見を述べることはできるが、決議に加わることはできない。  
7 委員長及び副委員長の任期は原則2年とする。但し、再任を妨げない。

### (召集)

第4条 専門委員会は、委員長が召集する。

### (議長)

第5条 専門委員会の議長は委員長がこれにあたる。ただし、委員長が欠席した場合は副委員長がこれにあたる。

### (決議)

第6条 専門委員会の議決は、構成員の2分の1以上が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委任状（代理人は所属委員会の構成員）による出席を妨げない。  
2 専門委員会は、書面又は電磁的方法によって開催することができる。この場合において、決議は前項を準用する。

## 第2章 業務分掌

(専門委員会の設置)

第7条 TMTU に次の各号に掲げる専門委員会を置く。

- (1) 事業委員会 (2) 財務委員会 (3) 技術委員会 (4) メディカル委員会  
(5) 女子委員会 (6) 強化委員会 (7) 地域委員会 (8) パラトライアスロン委員会

(事業委員会)

第8条 事業委員会は TMTU 定款第4条に定める事業のうち、他の専門委員会に属しないものに関する事項について分掌する。

(財務委員会)

第9条 財務委員会はTMTUの予算、決算等財務会計及び管理会計に関する事項について分掌する。

(技術委員会)

第10条 技術委員会はトライアスロン、パラトライアスロン、デュアスロン、アクアスロン、ウインター・トライアスロン及びこれらの関連複合競技（以下「トライアスロン等」という。）の大会開催及び競技運営における質的向上、JTU 公認審判員の質的向上、育成及びJTU 公認審判員の拡大に関する事項について分掌する。

(メディカル委員会)

第11条 メディカル委員は選手の健康管理及び競技向上のため総合的な医科学サポート並びにアンチドーピングに関する事項について分掌する。

(女子委員会)

第12条 女子員会は、トライアスロン等における女性選手の普及及びジェンダーに起因することなく誰もがトライアスロン等を謳歌できることに関する事項について分掌する。

(強化委員会)

第13条 強化委員会はエリートカテゴリー（U23、U19、U15を含む）における選手強化に関する事項について分掌する。

(普及・地域委員会)

第14条 普及・地域委員会は、トライアスロン等の普及及び地域組織の活動支援に関する事項について分掌する。

## 第3章 雑則

(改廃)

第15条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2018年10月1日から施行する。

以上